

# 栃木県新県立病院基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

栃木県新県立病院基本構想策定支援業務を実施するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

## 1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名  
栃木県新県立病院基本構想策定支援業務
- (2) 委託業務の内容  
別紙「栃木県新県立病院基本構想策定支援業務」に係る仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 委託期間  
契約締結した日から令和9（2027）年8月31日（火）まで
- (4) 委託契約金額の上限  
37,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する、又は契約締結時まで取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号に該当しない者であること。
- (6) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

## 3 プロポーザル実施の手続き

- (1) 実施スケジュール

実施要領等の公表	令和8（2026）年6月26日（金）
実施内容等に関する質問受付期限	令和8（2026）年7月1日（水）17時必着
質問に対する回答（ホームページ公表）	令和8（2026）年7月7日（火）予定
参加表明書等の提出期限	令和8（2026）年7月9日（木）17時必着
参加資格の確認通知	令和8（2026）年7月15日（水）予定
企画提案書等の提出期限	令和8（2026）年7月24日（金）17時必着
審査会	令和8（2026）年7月31日（金）予定
※予備日	令和8（2026）年8月3日（月）予定
審査結果の通知・公表	令和8（2026）年8月上旬予定
契約の締結	令和8（2026）年9月上旬予定
- (2) 実施要領等の配布  
栃木県ホームページ（入札・公売）からダウンロードできる。  
※URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、「栃木県新県立病院基本構想策定支援業務委託に関する質問書」(様式1)により受け付ける。

- ① 受付期間 令和8(2026)年7月1日(水)17時必着
- ② 提出方法 電子メールにより、8に記載の提出先まで提出すること。
- ③ 回答期日 令和8(2026)年7月7日(火)予定
- ④ 回答方法 質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、質問及び回答事項を取りまとめの上、栃木県公式ホームページ上に公表する。

(4) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により関係書類を提出すること。

- ① 提出期限 令和8(2026)年7月9日(木)17時必着  
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- ② 提出書類 参加表明書(様式2)、参加資格確認書(様式3)、事業者概要(様式4)、業務実績調書(様式5)、配置予定者一覧表(様式6)、配置予定者調書(様式7)
- ③ 提出方法 電子メールにより、8に記載の提出先まで提出すること。なお、到着確認のため、送信後に電話連絡すること。

※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、仕様書を熟読の上、以下により企画提案書を作成・提出すること。

- ① 企画提案書の作成
  - ア 企画提案書の様式は任意であるが、必ず次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。
    - (ア) 企画内容
    - (イ) 業務実施体制
    - (ウ) 業務スケジュール
    - (エ) 国、地方自治体等が発注した類似事業の実績
    - (オ) 見積額(総額及び内訳を明記すること)
    - (カ) その他、参加者が提案したい事項
  - イ 企画提案書は1者1提案とする。
  - ウ 審査の公平を期すため、参加者名を記入しないこと。
  - エ 企画提案書の提出の際に、栃木県知事宛ての見積書を提出すること。  
なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(消費税等も区別する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。
- ② 提出期限 令和8(2026)年7月24日(金)17時必着
- ③ 提出書類 企画提案書、見積書
- ④ 提出方法 電子メールにより、8に記載の提出先まで提出すること。なお、到着確認のため、送信後に電話連絡すること。

(6) 企画提案書等の提出書類の取扱い

- ① 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- ② 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

- ④ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- ⑥ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ⑦ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ⑧ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ⑨ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑩ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

#### 4 審査方法等

- (1) 評価基準
  - 別紙「評価基準」のとおり
- (2) プレゼンテーションの実施
  - 企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。
  - 時間・場所については、別途通知する。
- (3) 審査方法
  - 企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し、評価を行う。
- (4) 契約候補者の選定方法
  - ① 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
  - ② 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
  - ③ 上記②において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
  - ④ 評価の合計点の平均点が 120 点未満の場合は、契約候補者として選定しない。提案者が 1 者の場合も同様とする。
- (5) 審査会
  - 審査会は非公開とする。
- (6) その他
  - 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
  - ① 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
  - ③ 見積書の金額が 1(4)の委託料上限額を超える場合
  - ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ⑤ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
  - ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

#### 5 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（入札・公売）に公表するものとする。

##### 【公表事項】

契約候補者の名称及び選定方法

#### 6 契約手続

- (1) 選定された契約候補者と栃木県の間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合、委託契約を締結する。

- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容を加味した仕様書を基に協議する。但し、企画提案書の内容について追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合は、審査結果の上位の者から順に協議を行う。
- (4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改編されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

## 7 支払条件

業務委託契約書によるとともに、資料1「支払条件書」による。

## 8 企画提案書、質問書等の提出先、問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁本館4階）

栃木県保健福祉部医療政策課 県立病院担当

電話：028-623-3044

E-mail：[kenritubyouin@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kenritubyouin@pref.tochigi.lg.jp)

評価項目		評価内容	配点
1	業務実績 実施体制	【本業務と同種又は類似業務の実績】 ・基本構想策定に当たり、事業者として同種又は類似業務での十分な実績・成果を有しているか。	20
		【統括責任者・業務担当者の実績・資格】 ・基本構想策定に当たり、統括責任者及び業務担当者として同種または類似業務での十分な実績・成果や業務遂行に資する資格などを有しているか。	10
		【本業務の実施体制】 ・基本構想策定を確実に進めることができる十分な実施体制であるか。	10
2	提案内容	【提案内容の的確性】 ・提案内容が仕様書の内容を満たし、本県のニーズに整合しているか。	20
		【基本的な理解】 ・各病院及び県、医療圏の状況やこれまでの県立病院あり方検討有識者会議の検討経過等を正しく理解したうえでの提案となっているか。	20
		【策定工程】 ・業務の工程やスケジュールを考慮したうえで無理なく計画的なスケジュールとなっているか。	10
		【合意形成】 ・病院職員等へのヒアリングや意見収集の方法等が効率的かつ効果的で、職員の理解を得ながら合意形成が図れるなど適切な会議運営支援をできるような提案となっているか。	20
		【基本構想の主要部分】 ・新病院の診療機能・病床規模の検討に資する医療環境分析や採算性等を踏まえた論理的な提案となっているか。 ・病床規模に合わせた適正職員数の検討に資する具体的な提案がされているか。 ・整備場所を決定するためのプロセスについて、論理的な提案となっているか。	20
		【事業費の算定・経営的な視点】 ・概算事業費・事業収支の算定について、明確な積算方法の提案がされているか。 ・持続可能な病院経営が可能となるよう、経営的な視点を踏まえた提案となっているか。	10
3	プレゼンテーション	【プレゼンテーションの内容】 ・理解しやすい資料構成になっているか。担当者の説明は仕様書で求めている内容を網羅しつつ、簡潔明瞭で理解しやすいものであるか。 ・積極的に取り組む姿勢や意欲を感じられるか。	10
		【質疑応答】 ・質問に対する受け答えが的確であるか。	10
4	見積書	【コストの妥当性】 ・提案内容に対するコストは妥当なものであるか。	20
5	加点項目	・仕様書に定める業務以外の自由提案など、提案者の強みが提案されているか。	20
合 計			200